

平成22年（行ウ）第2号

原告 奥村悦夫 外6名

被告 今治市 外5名

準備書面（48）

2012年 1月30日

松山地方裁判所 御中

行政事件訴訟法第23条の2の釈明処分行使の求め

はじめに

本件図書購入の財務会計行為における「平成22年度 中学校教師用教科書・指導書の購入について（事前伺）」などに関し、下記に関する資料・規則及び理由を明らかにする資料の提出を、行政事件訴訟法23条の2に基づき裁判所に釈明処分の行使として求め、また、民事訴訟法149条に基づく担当裁判長の訴訟指揮を求める。

釈明処分の行使が不可欠である理由

- 1、 財務会計行為は、会計法の原則として、所管が行う必要がある。これは、財務会計行為のみならず、全ての組織行為に当てはまる原則である。
- 2、 ところが、被告準備書面（1）の9頁に、「本件についてみると、学校単位での必要な数量を調査し、その部数の図書購入をしたいとの教育委員会事務局総務課長の要求決定に基づいて支出負担行為の専決権者である契約課長が、予算残額、規格、購入部数年の確認をしたうえ、支出負担行為をし、納品の検収を経て支出に至ったものである。」と述べ、「教育委員

会事務局総務課長」が、本件図書の購入に関する財務会計行為を行っている。

- 3、原告準備書面（34）で述べたように、本件図書の購入は、「平成22年度 中学校教師用教科書・指導書の購入について（事前伺）」（以下「購入事前伺書」という。証拠甲47号証）のとおり、教員らの教育活動上の必要から本件図書の購入の伺いがあったものである。

当然ながら、学校教育における教育活動に関する本件図書の購入であるので、学校教育課が、担当する必要がある。今治市教育委員会事務規則にも、学校教育課の分掌事務として、「10 教科書その他の教材に関すること」と明記されている。総務課にも「11 教材及び教具の設備計画に関すること」とあるが、これは、「設備計画」とあるように、あくまでも教育の外的な環境整備に関することである。本件は、あくまでも教育活動上の要請であることから、当然、担当課は、学校教育が行う必要がある。なお、本件採択は、当然学校教育課が所管として採択手続きを行っている。

- 4、本件図書の購入は、原告準備書面（34）で明らかにしたように、教育活動上の理由による購入である。また、原告準備書面（37）、同（46）で述べたように、戦前・戦中の教育制度の反省に基づき、戦後教育制度が図られた。それは、教育の特殊性にある。教育行政を担当する教育委員会においても、教育行政は、主として、教育の目的を実現させるための条件整備を行うとのその限界を定めている。教育行政が、教育内容に介入することを制限するためである。「一般内務行政の一部として、教育に関して十分な経験と理解のない内務系統の官吏によって指導させられてきたのである。」「この制度の精神及びこの制度は、教育行政が教育内容の面にまで立ち入った干渉をなすことを可能にし、遂に時代の政治力に屈して、極端な国家主義的又は軍国主義的イデオロギーによる教育・思想・学問の統制さえ容易に行なわれるに至らしめた制度であった。」（『解説書』詳細は、原告準備書面（37））との戦前・戦中の教育制度への反省から、教育委員会事務局職員も、学校教育に関することは、教育の専門的知識・経験を有するものが、その事務局を担当することとして、主に教員が、学校教育課の職員として配置されている。一方、総務課は、基本的に地方公共団体職員からの出向者であり、

教育の専門的知識・経験を有するものでない。（なお、被告準備書面（3）にある、総務課の「事務の必要」から本件図書を判断できるものでもなく、行ってもならないのである。）

- 5、 以上のように、戦後教育原理からも本件図書の購入に関する手続きも学校教育課が行う必要がある。にもかかわらず、教育の専門的知識・経験を有するものでない総務課が、教育活動に関する本件図書の購入の事務を行っている。このことに、本件の違法な教育への介入としての採択が行われる状況を蔓延させていると示している。また、冒頭に述べたように、本件図書の購入を総務課が行っていることは、明らかに担当分掌事務を誤る行為で、戦後教育原理に反する違法な財務会計行為である。

以上の理由から、下記の資料などが不可欠である。

記

求釈明 1

なぜ、本件図書の購入事前伺書を担当でもない総務課が行ったのかの理由、その法的根拠などの資料。

求釈明 2

今治市教育委員会事務規則第17条によると、総務課の下に、小学校、中学校とある。この規則との関係で、被告準備書面（1）の9頁に「学校単位での必要な数量を調査し」を行ったと思われる。しかしながら、学校教育における教育活動上の本件図書に関する調査を、なぜ、総務課が、行ったのか、その理由、法的根拠、また、なぜ、学校教育課の所属として、小学校、中学校があるのではなく、総務課の所属として小学校、中学校なのか、その理由、その法的根拠などの資料。

以上